

# ねっせわ〜く芦屋

発行日 令和5年12月18日  
 発行者 芦屋町商工会  
 Tel 093-222-2111  
 Fax 093-222-1201  
 E-Mail:ashiya@shokokai.ne.jp  
<http://www.ashiyaashoko.com>

## 新規会員事業所のご紹介



去る10月30日(月)に開催された理事会で承認されました新規会員の方をご紹介します。

(※敬称略)

企業名・代表者	所在地	業種
直美家 清水 直美	芦屋町大字山鹿 1373	小売業
修美技建 小森 修美	芦屋町大字芦屋 830-3	建設業
クルトンハウス 井関 誠	北九州市八幡西区熊手 2丁目4-33	小売業
聖工 浅野 聖徳	北九州市若松区青葉台 2-11-5	建設業
スナップオン オガワ 小川 聡	芦屋町正門町 11-17	小売業
鉄板酒場 58 GO-HACHI 永崎 貴之	芦屋町船頭町 5-19	飲食業
鶏焼き三四郎 中野 友嗣	飯塚市鯉田 2517-8-4-103	小売業
長島写真事務所 長島 毅	芦屋町緑ヶ丘 1-10-310	サービス業

## 年末年始休館のお知らせ

商工会は、**令和5年12月29日(金)～令和6年1月3日(水)**まで休館いたします。年内最後の商品券の換金日は12月28日(木)の10時～16時迄です。

また、年明けは1月5日(金)10時より換金事務を開始いたしますので、お急ぎの方は、お早目に換金をお済ませください。ご理解、ご協力をお願いいたします。



## ☆☆税理士による無料相談会開催のお知らせ☆☆

税に関する相談を下記の日時でお受けいたします。**節税対策やインボイス登録・電子帳簿保存法等**、なんでもご相談ください。相談は無料です。

お申し込みは事前に商工会(☎222-2111)へ  
 担当：平井、高山 まで



◇日 時： **1月10日(水)、16日(火)、25日(木)**  
 ※時間はいずれも10時～16時です。  
 ◇講 師：小林 香織 税理士

## 福岡県特定最低賃金改定のお知らせ



特定最低賃金(1時間あたり)	効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	令和5年 12月10日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	
自動車(新車)小売業	
輸送用機械器具製造業	
百貨店、総合スーパー	
1時間 1,053円	
1時間 1,019円	
1時間 1,028円	
1時間 1,029円	
1時間 945円	

※特定最低賃金に該当しない産業は、福岡県最低賃金(1時間941円)が適用されます。

★★お問い合わせ★★

福岡県労働局労働基準部監督課賃金室(☎092-411-4578)またはお近くの労働基準監督署にお尋ねください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

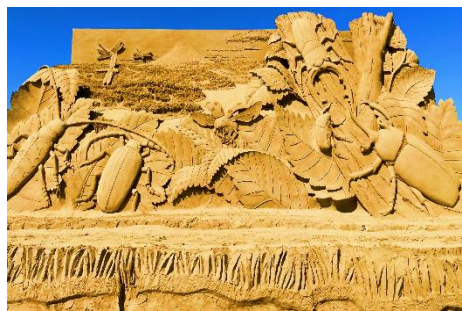
ウェブで最低賃金がチェックできます。👉



最低賃金特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>

## 【あしや砂像展2023】開幕

10/27(金)～11/12(日)の期間に芦屋海浜公園レジャープールアクアシン内特設会場で開催!!「時空を超えて 昆虫」のテーマで、国内外の砂像彫刻家、“カブト虫”や“トンボ”等を砂像で表現。6万人超の来場者を魅了、盛況のうちに閉幕しました。



## 「ファミリーフィッシング in アクアシン」を開催しました!

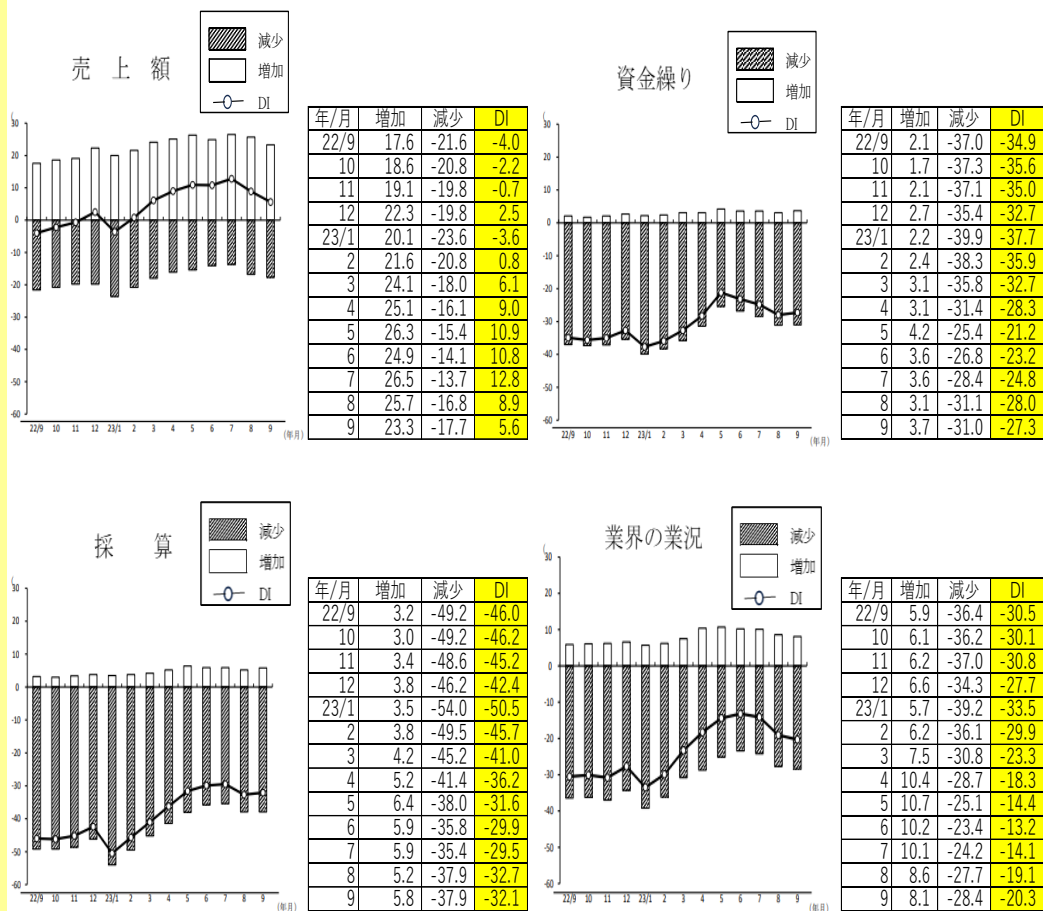
芦屋町商工会青年部は、11月26日(日)にレジャープールアクアシンにて「ファミリーフィッシング in アクアシン」を開催しました。このイベントはプールに3,500匹のニジマスを放流し、800人の子供に釣り体験をしていただくという企画です。BBQコーナーや、射的・サメ釣りゲームなどのアトラクションも用意。当日は1,950人と多くの方々が来場し盛況な1日となりました。



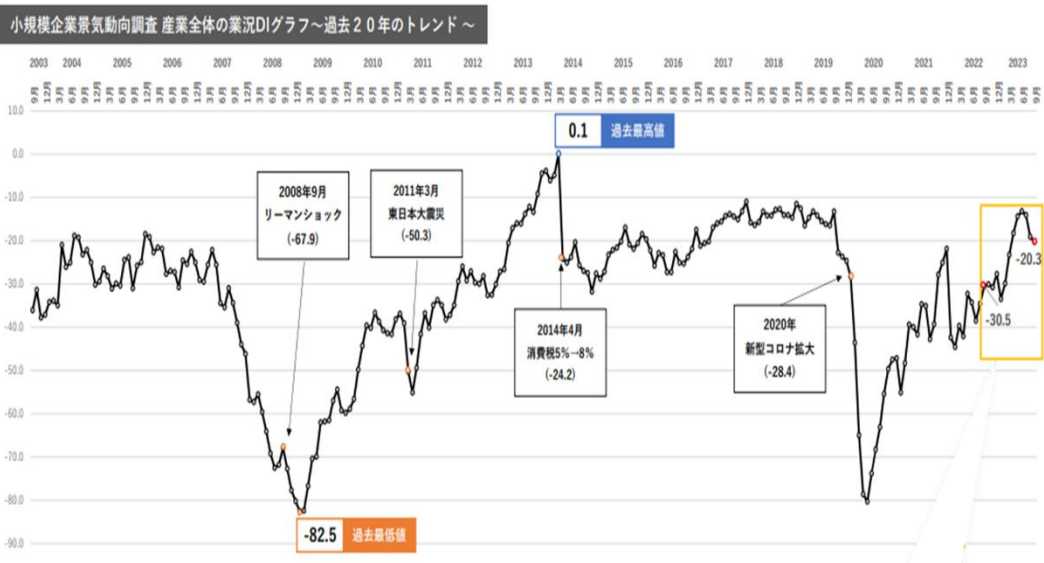
## 小規模企業景気動向調査(2023年9月期分)結果について

「小規模企業景気動向調査」は、全国約300商工会の経営指導員が毎月、地区内小規模企業の景気動向等について収集した情報を全国商工会連合会が結果を取りまとめ、公表を行っているもので、「売上額」、「採算」、「資金繰り」及び「業界の業況」の各項目から見た景気動向が示されています。「新型コロナウイルス感染症」や原油価格の高騰等、様々な要因により厳しい経営環境に置かれている管内小規模事業者の皆様方の景況分析等にご活用いただければ幸いです。

☆景気動向指数(DI)とは? ・景気局面の判定等を把握するために用いられる指標であり、下記の調査結果におけるDIは、各調査項目について、増加(好転)企業割合から減少(悪化)企業割合を差し引いた値を示しています。



◇【2023年9月期の調査結果概況について】※全国商工会連合会コメント  
9月期の産業全体の業況は、**売上DIが小幅に悪化、採算・資金繰りDIはわずかに改善し、業況DIがわずかに悪化**した。一時的な売上回復とその反動減で売上が安定しない。取引先の業績悪化のため、売上が回復しない店舗もある等のコメントが見られた。大企業製造業の景況感は堅調さがある一方、**小規模事業者の景況感は力強さに欠け、先行きに対する不透明感が依然として強い状況**にある。



なお、上記景況動向調査結果は、本会ホームページ (<https://ashiyashoko.com/>) トップ画面に掲載した「小規模企業景気動向調査」バナー欄から、全国商工会連合会専用ページにアクセスいただき、最新の調査結果や、業種別の調査結果等、詳細情報もご確認いただけますので、ぜひご利用ください。

## 農業祭が開されました!!

本年度で56回目の開催となる遠賀・中間地区の「農業祭」が、ポートレース芦屋で開催されました。当日は、多くの方が地元の農水産物を始め、遠賀・中間地区の特産品や飲食ブース等で賑わっていました。



## 芦屋町障がい者差別解消条例について

この条例は、平成28年に施行された障害者差別解消法を踏まえ、障がいを理由とする差別の解消を推進し、障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いに尊重し合い、支え合いながら暮らせるまちになることを目指して、平成31年3月に制定されました。条例には町の責務のほか、事業所、町民の役割などが定められています。ひとり一人が障がいへの理解を深め、障がい者差別のないまちをつくりましょう。

### 【不当な差別的取扱いの禁止】

すべての事業者等において、障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限をつけたり、条件をつけたりするような行為が禁止されています。

### 【合理的配慮の提供】

令和3年5月に合理的配慮の提供を民間事業主に義務付ける改正障害者差別解消法が、参議院本会議で可決、成立しました。これまで、合理的配慮の義務付けは国や自治体のみで、民間事業者には努力義務となっていました。今回の改正によって、**令和6年4月1日**から義務として配慮提供が求められることとなります。

「合理的配慮」とは、障がいのある人から店舗の利用などで配慮をしてほしいと伝えられた場合に、負担が重すぎない範囲で対応することです。

車いす利用者や白杖を持っている人などが困っているときは、声をかけてください。



### （その他）

上記の原稿の最後に、内閣府のホームページに掲載されている「事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます」チラシにリンクするQRコードを掲載してください。

[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki\\_hairyo2/chirashi.pdf](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki_hairyo2/chirashi.pdf)

